

判決年月日	平成 1 8 年 3 月 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）第10651号		
○「U V m i n i」の欧文字からなる本願商標について、これが指定商品に付される場合、外観，称呼とあいまって、「紫外線」に関連する小型の商品であるという観念が生ずるとした上で、本願商標が、その外観自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものとの推定が働くものでもないのみならず、取引の実情の下でも、取引者，需要者の間に広く知られるに至っていたとして、本願商標が商標法 3 条 1 項 6 号に該当するとした審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法3条1項6号

Xは、「U V m i n i」の欧文字を普通に用いられる態様をもって横書きしてなる商標（本願商標）につき、第9類「理化学機械器具、測定機械器具、・・・」を指定商品として商標登録出願したが、拒絶査定を受け、その不服審判では、「本願商標は、欧文字の『U V』の文字と『m i n i』の文字を結合したことにより、特定の熟語的な観念が生ずるとはいえず、これを本件指定商品について使用しても格別顕著なところはなく、本願商標に接する取引者、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識し得ないから、商標法3条1項6号に該当し、本件出願は拒絶されるべきものである」旨の審決を受けた。そこで、Xは、審決の取消しを求めたところ、本判決は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

「本願商標は、『U V m i n i』と一体のものとして看取することができるのみならず、大文字で表された『U V』と小文字で表された『m i n i』の英文字とを組み合わせるものとして看取することもでき、また、全体として『ユーブイミニ』とよどみなく一連に称呼することができるのであって、外観、称呼において一体的に把握することが可能であり、その結果、『紫外線』の観念を生じる『U V』の語と、『小型の』の観念を生じる『m i n i』の語が結合したものと看取することができ、本願商標が指定商品に付される場合、『紫外線』に関連する小型の商品であるという観念が生ずるものというべきである。」

Yは、「U V」の表示が、商取引上商品の品番、型番等を表す記号又は符号として一般的に採択、使用されているものであるから、自他商品識別機能ないし出所表示機能を有するものとして働くことはないなどと主張するが、「『U V』の語は、『紫外線』の意味を有するものとして周知であるから、仮に、これを商取引上商品の品番、型番等を表す記号又は符号として一般的に採択、使用される場合があるとしても、取引者、需要者が『紫外線』に関連する商品であろうと考える可能性が高く、『U V』の語をもって、単なる商品の品番、型番等を表す記号又は符号であるとするのは、誤りである。」

「商標法３条１項６号にいう『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標』としては、構成自体が商標としての体をなしていないなど、そもそも自他商品識別力を持ち得ないもののほか、同項１号から５号までには該当しないが、一応、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないと推定されるもの、及び、その構成自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものと推定はされないが、取引の実情を考慮すると、自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものがあるということができる。」

「本願商標は、その外観自体から自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものとの推定が働くものではないから、取引の実情を考慮した場合に自他商品識別力を有するかを検討するまでもないところであるが、事案にかんがみ、検討しておく。」

「Xは、平成１０年１０月以降、継続的に、『U V m i n i - 1 2 4 0』の標章の付された原告の業務に係る紫外可視自記分光光度計を宣伝、広告、販売し、展示会等にも出品していたことが認められ、したがって、本件指定商品に係る分野の取引者、需要者の多くが『U V m i n i - 1 2 4 0』の標章の付された原告の業務に係る紫外可視分光光度計に接していたものであり、このような取引の実情の下では、本願商標は、審決の時点で、原告の業務に係る商品である紫外可視分光光度計を示すものとして、取引者、需要者の間に広く知られるに至っていたものというべきである。そうすると、『本願商標に接する取引者、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない』ものとはいえず、審決の上記判断は、誤りである。」